

認可地縁団体

十日町市

法務局
認可地縁団体

申請

- ・所有不動産の登記移転等に係る公告申請書
- ・疎明資料

申請内容の確認

公告手続
公告期間
3か月以上

証明書の交付

登記
(所有権の保存
又は移転の登記)

確認できた場合

異議がなかった場合

資格が認められなかった場合

確認できなかった場合

異議があった場合

資格が認められた場合

申請書の返却

異議を申述した者に
係る資格要件の
確認

- ①不動産の登記関係者
- ②不動産の所有権を有することを疎明する者

特例手続き中止

